

## 補助金調書

補助金名	福岡市ステップアップ助成事業			担当課 (連絡先)	経済観光文化局創業・立地推進部 創業支援課(TEL711-4455)
交付先	個人	創業者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	7月頃		
(公募の場合) 応募要件	本社が福岡市内にある創業して10年未満の中小企業者等(個人事業主を除く)				
(非公募の場合) 非公募の理由	—				
補助開始年度	平成16	年度	経過年数	18	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	新規性・成長性の高い事業計画を福岡市ステップアップ最優秀賞(以下「最優秀賞」という。)、福岡市ステップアップ優秀賞(以下「優秀賞」という。)又は福岡市ステップアップ奨励賞(以下「奨励賞」という。)に認定するとともに、認定された事業計画を策定した創業者に対し、補助金を交付することにより、経営面での課題改善を促進し、創業者のステップアップを支援することを目的とする。				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	<p>①平成16年度に当該補助金事業が始まったことを踏まえると、創業の機運は高まり、裾野は広がっているものの、「グローバル」「スケール」といった創業者は数少なく、今後とも継続した取り組みが必要である。</p> <p>②福岡で創業できる環境を形成することは、スタートアップ都市・福岡の実現だけでなく、多様で活力あるまちづくりの促進にも寄与することから、必要性・公益性を有している。</p> <p>③当該補助金により、福岡での創業、および事業拡大が促され、国内外からの優秀な人材集積につながっており、今後も当該事業を継続することで効果が十分に期待できる。</p> <p>④公募のうえ、審査を経て交付を決定するため、公平性は保たれている。</p> <p>⑤創業者各々の課題を解決するには補助金交付が最も効果の高い支出方法である。</p> <p>以上の理由により、終期を延長するもの。</p>				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定額	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>補助の対象となる経費は、経営面での課題を解決するために必要な経費とする。ただし、人件費の合計額は交付補助金の2分の1を限度とする。</p> <p>補助金の金額は、最優秀賞(1社):100万円、優秀賞(1社):70万円、奨励賞(1~3社):1社10万円</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	5 件	5 件	5 件	
	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>申請件数14件のうち最優秀賞を1社、優秀賞を1社、奨励賞を3社認定し、補助金200万円を交付。</p> <p>各賞の補助金交付額は、最優秀賞が100万円、優秀賞が70万円、奨励賞10万円</p>				
補助金交付 による効果	補助金を交付することにより、経営面での課題改善を促進し、創業者のステップアップにつながっている。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。